

全建労発第104号  
平成17年1月17日

各都道府県建設業協会会長

社団法人 全国建設業協会  
会長 前田靖洋



### 新たな労働力需給調整システムの導入に関する意見書の提出について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省は、現在、労働政策審議会におきまして、建設労働者の雇用の改善等に関する法律を改正して、「建設労働における新たな労働力需給調整システム」を導入すること等について検討を行っておりますが、昨年12月に開催しました、本会の理事会におきまして、同システムの導入につきましては種々問題があるとの意見が各理事から出されたことから、本会は、厚生労働省に意見書を提出することとし、このシステム導入に関する問題点を労働委員会で整理することとしたところであります。

これを受けて、1月14日に開催しました労働委員会におきまして、同システムの導入に関する問題点の整理が行われるとともに、この結果の今後の取扱いにつきましては、会長及び委員長に一任されたところであります。

そこで、この整理された問題点を別紙意見書に取りまとめるとともに、この意見書は、1月17日に開催されます厚生労働省の労働政策審議会の建設労働専門委員会におきまして、上記法律の改正案要綱が審議されますことから、同日までに提出することが最も適当であるとの判断から、1月17日に意見書を提出したところであります。

つきましては、以上の経過等をご了承いただきますとともに、このことにつきまして、貴協会傘下会員に対しましてもご周知下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、厚生労働省におきます法律改正に関する今後の動向につきましては、本会は常時把握しますとともに、各都道府県建設業協会と連携をとりながら適切に対応して参りますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

平成17年1月17日

厚生労働省職業安定局長 殿

社団法人 全国建設業協会  
会長 前田 靖 治



### 新たな労働力需給調整システムの導入についての意見

平素は建設業界に対しまして、深い御理解と格別の御指導、御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設業界におきましては、建設投資が引き続き減少することが見込まれ、今後、雇用・就業の場が一層縮小することが懸念されております。また、高齢化の著しい建設業におきましては、建設技能労働者の不足も懸念されているところであり、その確保についても課題の一つであります。

このような状況の中、厚生労働省におきまして検討を進めています新たな労働力需給調整システムの導入により、建設労働者の雇用の安定を図ることは必要なことと思料するものであります。

しかしながら、建設業務におきましては、悪質ブローカー等の介入による中間搾取や、不良不適格業者の温床となりやすい等の問題が懸念されることから、新たな需給調整システムの導入に当たりましては、下記の事項に十分配慮していただけるよう意見を提出いたしますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

## 記

- 1 現在、建設業においては請負体制による施工が現実に機能しているという現状を踏まえ、これを補完する観点から建設業務労働者就業機会確保事業を導入するという基本的考え方にに基づき、同事業の運用を図ることとし、事業主団体や事業主に対して、同事業の趣旨・目的、内容等について周知を十分に行うこと。
- 2 建設業務労働者就業機会確保事業の運営に当たっては、下記事項の対策を講ずること。
  - (1) 労働者の送出を専門に行い中間搾取等を図る悪質なブローカー等が介入することがないように、また、不良不適格業者等の温床とならないよう、改善計画の認定や事業主に対する許可に係る厳格な基準の設定・審査を行うとともに、事業主団体や事業主に対する継続的な指導・監督を行うこと。
  - (2) 建設業務労働者就業機会確保事業に係る労働者の労働災害の防止を図るため、送出事業主の責任において安全衛生教育等が確実に行われるとともに、受入事業主においても必要な措置が講じられるよう指導を行うこと。
  - (3) 建設業法により配置が義務づけられている、主任技術者又は監理技術者を確保するために、受入事業主が受入労働者をもってこれに充てる等建設業務労働者就業機会確保事業が利用されることのないよう、事業主団体や事業主に対する指導・監督を行うこと。
  - (4) (1)等による送出事業主に対する厳格な審査や継続的な指導・監督を行うとともに、受入事業主に対しても、(2)及び(3)のほか、適正な雇用管理の指導等建設業務労働者就業機会確保事業が適正に実施されるよう、指導・監督を行うこと。
- 3 改善計画の認定や事業主に対する許可に当たって、審査を厳格に実施する必要があるが、このために、事業主団体や事業主の申請手続等の事務的負担が過重とならないよう配慮すること。

以上